

原村中小企業等販路開拓支援事業について

当村では、村内中小企業の受注及び販路開拓を支援するため、商談会や展示会等へ出展する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

原村中小企業等販路開拓支援事業	
対象者	(1) 村内中小企業者 (2) 企業グループ (村内中小企業者3者以上で構成されるグループ) ※村税滞納者及び村税未申告者は除く
対象となる商談会・展示会	対象者の受注及び販路開拓のために自社製品、商品又は技術力を紹介するための商談会・展示会であって、次の条件を満たすもの。 ・官公庁等公的機関の主催、共催、後援若しくはこれに準ずるもの ・当該年度に開催されること (事後申請は対象外) ・村が補助している団体等が開催するものでないこと ※国又は県の補助金と重複する場合は対象となりません
補助対象経費	・出展小間料 ・出展小間内装飾経費 ・出展物搬出入経費 ・その他出店に対する直接経費 ※展示する製品又は商品の試作、製造又は購入に係るものは除く
補助率	補助対象経費の2分の1以内 ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て
補助限度額	<村内中小企業者> 限度額 20万円 (当該年度2回目 10万円) <企業グループ> 限度額 30万円 (当該年度2回目 15万円)
補助回数	当該年度において2回まで
申請方法	補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他 (商談会、展示会等の内容が確認できる書類、パンフレット等、直近の村税の納税証明書)
実績報告	補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出 (1) 事業実績書 (2) 収支決算書又はこれに代わる書類 (3) その他 (補助対象経費にかかる領収書又は口座振替等の写し及び内訳書、展示状況を示す写真3枚のうち1枚は商談会、展示会等の開催日等が確認できるもの)